

●規程改正の概要

要 旨	当機構における組織の実態及び勤務実態に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規定の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 「外来会計業務従事手当」の新設 中央病院に勤務する職員が、外来会計業務に従事したときに支給する。 ただし、「別表5 級別標準職務表」の事務職給料表級別標準職務表の適用を受ける者（正規職員）には支給しない。</p> <p>○支給額 従事した日1日につき500円 (令和3年度総支給額（見込） 109万円)</p> <p>2 改正理由</p> <p>外来会計業務に次のような困難性が認められることから、給与上の考慮を必要とする。</p> <p>○外来会計業務における困難性 外来会計業務は窓口業務を伴い、患者の前で迅速に自らの判断で処理を行う必要があり、責任の重大さが他の職員に比べ過大である。</p>
施行期日	令和3年6月28日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

職員給与規程 新旧対照表 (令和3年5月1日適用)

新規	旧規
(特殊勤務手当)	
第45条 略	1日
2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	
一～十四 略	
十五 外来会計業務従事手当	
3～5 略	
6 級別標準職務表の事務職給料表級別標準職務表又は技能労務職給料表級別標準職務表の適用を受ける者には、病棟クラーク業務従事手当及び外来会計業務従事手当は支給しない。	
(特殊勤務手当)	
第45条 略	
2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	
一～十四 略	
十五 外来会計業務従事手当	
3～5 略	
6 級別標準職務表の事務職給料表級別標準職務表又は技能労務職給料表級別標準職務表の適用を受ける者には、病棟クラーク業務従事手当及び外来会計業務従事手当は支給しない。	
(特殊勤務手当)	
第51条の10 外来会計業務従事手当は、中央病院に勤務する職員が、外来会計業務に従事したときに支給する。	
2 前項の手当の額は、その業務に従事した日1日につき500円とする。	